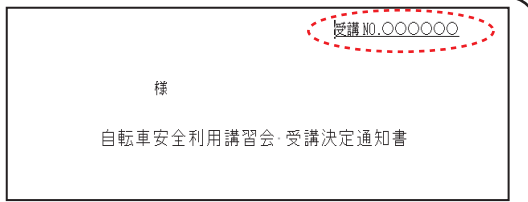


② 9月～11月に開催した「自転車安全利用講習会」受講者の優先権について

受講NO.について

※ お申込み時には、**受講NO.を記入あるいは入力**してください。
受講NO.は、講習会の受講決定通知書の右上に記載されています。



郵送で申し込まれる方 (郵送申込み)

- 必ず**会場**で配布した**ハガキ (緑色)**でお申込みください。
本お知らせに綴じ込まれているはがきで申し込まれますと、**優先権が無効となります。**
- 受講NO. 以外は8ページの記入例をご覧ください。

インターネットで申し込まれる方 (電子申請)

- 9ページにある手順に従って、千葉市役所ホームページより電子申請でお申込みください。
- 入力途中で、「自転車安全利用講習会参加者の優先権の有無」という項目が表示されますので、「優先権を持っている」を選択してください。
- 選択後、「受講NO.を入力してください。」という項目が表示されますので、**受講NO.を入力してください。**

ご注意

- 郵送申込みと電子申請は重複してお申込みできません。
- 優先権を取得し、事前受付を申し込まれた方について、地域安全課、又は各区役所が所有する講習会参加者名簿と照合いたします。
- 優先権は**講習会へ参加されたご本人様**にのみ適用します。
家族等、他の方が優先権による申込みはできません。
- 本年度取得した優先権は、令和6年度分事前受付 (一次募集) にのみ適用されます。令和6年度分事前受付 (一次募集) 以外の定期利用には適用されませんのでご注意ください。

③ 千葉駅東口第3駐輪場 (機械式) は利用できる自転車に制限があります

千葉駅東口第3駐輪場を利用する自転車には、下図のとおり車体のサイズ・重量に制限があります。このため、利用登録手順の中で、**実際にご利用になる自転車を千葉駅東口第2 (地下) 駐輪場へ持参していただき、確認 (車検) を行います。**車検により適合した自転車以外は利用できません。また、特殊な仕様・形状の車体など、一部の自転車については、下記の規格に収まるものでも利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

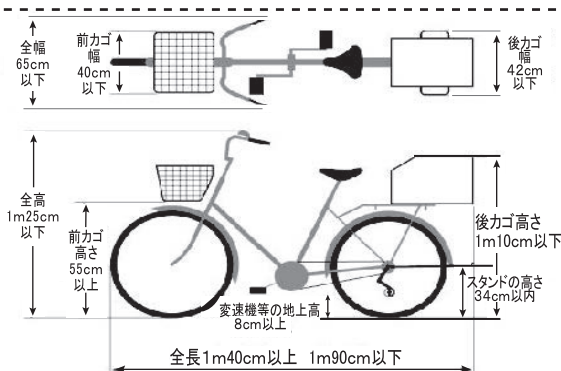
なお、申込み前でも事前に車検を行うことができます。

※ **千葉駅東口第3駐輪場にご当選された方は、令和6年3月18日 (月) から令和6年3月30日 (土) までに、千葉駅東口第2 (地下) 駐輪場管理棟に必ず登録される自転車をお持ちの上、ICカードの受取及びICタグを取り付けに行ってください。** (千葉駅東口第2 (地下) 駐輪場管理棟の位置については、P18をご覧ください。)

ご注意 特殊な仕様・形状の車体などは、下記のサイズ・重量に収まるものでも登録できない場合があります。

利用可能な自転車の規格

- 駐輪場を利用できる自転車は、右記のサイズ・重量の規格に収まるものに限りです。
- また、自転車の種類についても、一般的な軽快車のほか、マウンテンバイクなどのスポーツ車、ミニサイクル、折りたたみ自転車、電動アシスト付自転車も、規格に合えば利用できます。
- 申込みの前に、お持ちの自転車が規格に収まるかどうか、よくお確かめください。
- 規格に合わない自転車は、当選しても登録できません。
- なお、自転車のカゴに荷物を入れたり、車体に傘や鎖、ワイヤー錠などをぶら下げたり、さしこんだりした状態では、機械が故障して自転車を取り出せなくなる恐れがありますので、利用できません。
- 利用期間中に自転車を変更する場合は、あらためて車検を行ってください。



- 車輪の数 2輪 ※2輪以外のものは利用不可。
 - タイヤ 18～28インチ、幅55mm以下
 - 重さ 30kg以下 ※車体及び購入時・購入後に取り付けられた固定部品等の総重量。
 - 1. 跳ね上げスタンドの高さ: 34cm以内
 - 2. 前輪・後輪のタイヤの振れがいずれも5mm以内
- ※代表的な検査項目を記載しています。詳しくは管理棟へお問い合わせください。